

高槻市男女共同参画に関する 市民意識調査

「高槻市男女共同参画に関する市民意識調査」

ご協力をお願い

市民の皆様には、日頃から市政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、男女がお互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野の活動に参画する男女共同参画社会の実現をめざした施策の推進に努めております。

つきましては、このたび市民意識調査を実施し、皆様の男女平等観、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、介護、男女の人権等についての意識をお聞きし、今後の総合的かつ効果的な施策や計画を検討するための資料を得たいと考えております。ご多忙のこととは思いますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 12 月
高槻市長 奥本 務

ご記入にあたってのお願い

この調査は、高槻市にお住まいの 20 歳以上の男女の中から無作為に抽出した 2,000 人の方を対象として行っています。ご回答いただきました内容は、統計的な分析にのみ使用するものであり、それ以外の目的には使用しません。また、氏名の記入も不要です。

お答えは必ず、あて名の方ご自身のお考えをご記入ください。

回答は質問ごとに用意した答えの中から、あなたのお考えに近いものの番号に をつけてください。

質問によって、複数選んでいただく場合があります。「その他」にあてはまる場合は、() 内になるべく具体的にご記入ください。

お答えいただきました調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)で12月26日(日)までにご返送ください。

問合先	高槻市 市民参画部 人権室 男女共同参画課
電 話	072(685)3741(直通)
FAX	072(686)2455

まず、男女平等についておたずねします。

問1 あなたは、男女の地位がどの程度平等になっていると思われますか。次の(1)～(9)の分野で、あてはまる番号に をつけてください。(各項目に は1つ)

	平等になっている	ある程度平等になっている	あまり平等になっていない	平等になっていない
(1) 学校教育では	1	2	3	4
(2) 家庭の中では	1	2	3	4
(3) 職場では	1	2	3	4
(4) 地域社会では	1	2	3	4
(5) 社会通念や慣習の面では	1	2	3	4
(6) 法律や制度の上では	1	2	3	4
(7) 政治の場では	1	2	3	4
(8) 経済界では	1	2	3	4
(9) 総合的にみて、男女の地位は	1	2	3	4

問2 家庭における役割について、あなたはどのようにお考えですか。配偶者がいない方も、仮にいたと想定してお答えください。(各項目に は1つ)

	主に妻の担当	どちらかといえば妻の担当	夫婦同程度	どちらかといえば夫の担当	主に夫の担当	その他の人
(1) 生活費をかせぐ	1	2	3	4	5	6
(2) 日々の家計の管理をする	1	2	3	4	5	6
(3) 日常の家事	1	2	3	4	5	6
(4) 老親や病身者の介護や看護	1	2	3	4	5	6
(5) 子どもの教育としつけ	1	2	3	4	5	6
(6) 育児(乳幼児の世話)	1	2	3	4	5	6
(7) 自治会、町内会など地域活動への参加	1	2	3	4	5	6

問3 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、この考え方についてあなたはどのように思われますか。
(は1つ)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 賛成である | 4. どちらかといえば反対である |
| 2. どちらかといえば賛成である | 5. 反対である |
| 3. どちらともいえない | |

問4 次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものに をつけてください。
(はいくつでも) 用語の説明は末尾にあります。

- | |
|---------------------------|
| 1. 男女共同参画社会 |
| 2. ポジティブ・アクション(積極的改善措置) |
| 3. ジェンダー(社会的性別) |
| 4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) |
| 5. 性別役割分担意識 |
| 6. ドメスティック・バイオレンス(DV) |
| 7. セクシュアル・ハラスメント |
| 8. デートDV |
| 9. 見たり聞いたりしたものはなし |

問5 次の条約や法律などのうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものに をつけてください。
(はいくつでも) 用語の説明は末尾にあります。

- | |
|--|
| 1. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約) |
| 2. 男女共同参画社会基本法 |
| 3. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法) |
| 4. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法) |
| 5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法) |
| 6. 男女共同参画基本計画 |
| 7. 高槻市男女共同参画推進条例 |
| 8. たかつき男女共同参画プラン |
| 9. 見たり聞いたりしたものはなし |

子育てや教育についておたずねします。

問6 あなたは、子どもをどのように育てたほうがよいと思いますか。子どもがいない方も、仮にいたと想定してお答えください。(は1つ)

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 女の子は女らしく、男の子は男らしく育てたほうがよい |
| 2. ある程度は女の子は女らしく、男の子は男らしく育てたほうがよい |
| 3. 女の子も男の子も、こだわりなく育てたほうがよい |
| 4. その他(具体的に) |
| 5. わからない |

問7 あなたは、子どもが将来どのような人に育ってほしいと思いますか。下記の項目から女の子、男の子それぞれの場合について、特にあてはまる選択肢番号を2つ以内で記入してください。子どもがいない方も、仮にいたと想定してお答えください。

1. 女の子

2. 男の子

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 思いやりのある人 | 7. 自分の思ったことをやり遂げる人 |
| 2. 素直な人 | 8. 社会に貢献する人 |
| 3. 責任感の強い人 | 9. 判断力のある人 |
| 4. 社会的地位のある人 | 10. 指導力のある人 |
| 5. 身の回りのことは自分でできる人 | 11. 経済力のある人 |
| 6. 家庭を大切にする人 | 12. その他(女の子) |
| | (男の子) |

問8 男女平等を推進していくために、学校(小学校・中学校)では、どのようなことに力を入れるとよいと思いますか。(は3つまで)

1. 出席簿、座席、ロッカー、整列の順番など男女を分ける習慣をなくす
2. 学校生活での児童生徒の役割分担を男女同じにする
3. 生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮する
4. 男女平等の意識を育てる授業をする
5. 男女平等に関する教職員研修を行う
6. 校長や教頭に女性を増やしていく
7. 保護者会などを通じ、男女平等への保護者の理解を深める
8. その他(具体的に)
9. 学校教育の中でする必要はない
10. わからない

仕事についておたずねします。

問9 女性が仕事に就くことについて、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(は1つ)

1. 仕事に就かずに結婚し、家庭で夫や子どものことに専念する
2. 結婚までは仕事に就き、結婚後は家庭のことに専念する
3. 子どもができるまで仕事に就き、子どもができたら家事や子育てに専念する
4. 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
5. 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける
6. 結婚するかしないか、出産するかしないかに関わらず、仕事を続ける
7. その他(具体的に)
8. わからない

問10 一般的に言って女性が働き続ける場合、どんな困難があると思いますか。(はいいくつでも)

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 1. 保育所、学童保育室の不足 | 7. 女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え |
| 2. 家事 | 8. 賃金や昇進など、職場における不平等な制度や扱い |
| 3. 育児、子どもの教育 | 9. 育児休業や育児時間の制度が利用しにくい |
| 4. 夫の転勤 | 10. その他(具体的に) |
| 5. 夫の家事・育児への不参加 | 11. わからない |
| 6. 老親や病身者の介護・看護 | |

《現在働いておられる方におたずねします。》

問11 あなたの職場では、女性の就労に対して次にあげるようなことがありますか。(はいいくつでも)

1. 募集人数や採用条件で、女性は男性より不利である
2. 同期に同年齢で入社した男性との賃金・昇給の差がある
3. 女性の昇進・昇格が遅い、あるいは望めない
4. 女性にはつけないポスト・職種がある
5. 女性は男性の補助業務や雑用が多い
6. 家族手当が女性にはつかない
7. 男性より研修・教育訓練を受ける機会が少ない
8. 転職など人事異動で、男性より不利である
9. 定年の年齢に男女差がある
10. 結婚退職制、職場結婚退職制、あるいはそのような慣行がある
11. 出産退職制、あるいはそのような慣行がある
12. 中高年の女性に対して退職を促すような雰囲気や圧力がある
13. 特にない
14. わからない

《「学生」以外で、現在働いておられない方におたずねします。》

問12 あなたが現在仕事をしていない最大の理由は何ですか。(は1つ)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 子どもが小さいから | 8. 定年で退職したから |
| 2. 家族に介護を必要とする人がいるから | 9. 適当な仕事が見つからないから |
| 3. 経済的に必要がないから | 10. 勤務条件のよい職場がないから |
| 4. 家族の同意が得られないから | 11. 能力を生かせる職場がないから |
| 5. 仕事以外にしたいことがあるから | 12. リストラにあったため |
| 6. 健康に自信がないから | 13. 会社が倒産したため |
| 7. 高齢だから | 14. その他(具体的に) |

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についておたずねします。

問13 あなたは生活の中で、「仕事」、「家庭や地域活動」、「個人の生活」で何を優先しますか。あなたの希望と現実(現状)に最も近いものをそれぞれについてお答えください。(それぞれ は1つ)

<p><希望></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「仕事」を優先したい 2. 「家庭や地域活動」を優先したい 3. 「個人の生活」を優先したい 4. 「仕事」と「家庭や地域活動」をともに優先したい 5. 「仕事」と「個人の生活」をともに優先したい 6. 「家庭や地域活動」と「個人の生活」をともに優先したい 7. 「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」の3つとも大切にしたい 8. その他(具体的に) 9. わからない
<p><現実></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「仕事」を優先している 2. 「家庭や地域活動」を優先している 3. 「個人の生活」を優先している 4. 「仕事」と「家庭や地域活動」をともに優先している 5. 「仕事」と「個人の生活」をともに優先している 6. 「家庭や地域活動」と「個人の生活」をともに優先している 7. 「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」の3つとも大切にしている 8. その他(具体的に) 9. わからない

「仕事」・・・自営業主、家族従業、雇用者として、週1時間以上働いていること。フルタイム、パート、アルバイト、嘱託などは問わない

「家庭や地域活動」・・・家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護、地域活動(ボランティア活動、社会参加活動、交流・つきあいなど)など

「個人の生活」・・・学習・研究(学業も含む)、趣味・娯楽、スポーツなど



問14 あなたは、何か趣味・スポーツ、その他社会的な活動をしていますか。また、今後してみたい活動は何ですか。(現在している、今後してみたいと思うものそれぞれに はいくつでも)

	現在している	今後してみたい
(1) 教養や趣味、スポーツなどの活動	1	1
(2) 就職または職業上の資格・技能を取得するための学習	2	2
(3) PTAや子ども会、子育てサークル活動	3	3
(4) 自治会・町内会などの地域活動や公的活動	4	4
(5) 社会福祉や環境保護などに関するボランティア活動	5	5
(6) 政治活動	6	6
(7) その他の活動()	7	7
(8) 特にない	8	8

問15 男性が家庭や地域によりいっそう参画していくためには、どのようなことが重要だと思いますか。(は3つまで)

1. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
2. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて、社会的評価を高めること
3. 夫婦の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
4. 労働時間の短縮などを進め、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
5. 男性の家事・育児参加や育児休業取得などに、職場や周囲が理解を深めること
6. 仕事中心の生き方、考え方を改めること
7. 家族が理解し、協力すること
8. 小さいときから男性に家事や育児に関する教育をすること
9. その他(具体的に)
10. 特にない

介護についておたずねします。

問16 あなたは、自分の家族の中に介護を要する人がいる場合、または、もし家族が介護を要する状態となった場合、どのようにしたいとお考えですか。(は1つ)

1. 行政や外部のサービスには頼らず、自宅で家族等で介護したい(している)
2. ホームヘルパーやデイサービス等を利用しながら主に自宅で介護したい(している)
3. 特別養護老人ホーム等の施設に入所させたい(入所させている)
4. その他(具体的に)
5. わからない

《問16で「1」または「2」と答えられた方におたずねします。》

問16-1 自宅で介護する場合、主に誰が介護することになると思いますか。(は1つ)

1. 主に、自分が介護すると思う(している)
2. 主に、配偶者が介護すると思う(している)
3. 主に、その他の家族(女性)が介護すると思う(している)
4. 主に、その他の家族(男性)が介護すると思う(している)
5. 家族以外の人
6. その他(具体的に)
7. わからない

問17 もし、あなた自身が介護を要する状態になった場合、どのようにしてほしいと思いますか。(は1つ)

1. 行政や外部のサービスには頼らず、自宅で家族等から介護してもらいたい
2. ホームヘルパーやデイサービス等を利用しながら主に自宅で介護してもらいたい
3. 特別養護老人ホーム等の施設に入所したい
4. その他(具体的に)
5. わからない

《問17で「1」または「2」と答えられた方におたずねします。》

問17-1 自宅で介護される場合、主に誰に介護してもらいたいと思いますか。(は1つ)

1. 配偶者
2. 息子
3. 娘
4. 息子の妻
5. 娘の夫
6. その他の家族(女性)(具体的に)
7. その他の家族(男性)(具体的に)
8. 家族以外の人
9. その他(具体的に)
10. わからない

男女の人権についておたずねします。

問 18 あなたは、現在、配偶者（事実婚・別居中を含む）やパートナーがいますか。（ は1つ）

- 1 . いる（現在いなくても、これまでにいた場合を含む） 2 . いない

《問 18 で「1」と答えられた方におたずねします。》

問18-1 あなたはこれまでに、配偶者（事実婚・別居中を含む）やパートナーから次のようなことをされたことがありますか。（各項目に は1つ）

	何度もあった	1 2度あった	まったく ない
(1) 命に関わるくらいひどい暴力を受けた	1	2	3
(2) 命に関わるほどではないが、殴る、蹴るなどの暴力を受けた	1	2	3
(3) お金を取り上げる、生活費を渡さない、無理やり借金させるなど、経済的に苦しめられた	1	2	3
(4) 嫌がっているのに性的な行為を強要されたり、避妊に協力しないことがあった	1	2	3
(5) 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた	1	2	3
(6) 親や親戚の家に行かせない、友人と会わせないなど、行動を制限された	1	2	3
(7) 交友関係や電話を細かく監視された	1	2	3
(8) 何を言っても無視された	1	2	3
(9) 「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」「お前は馬鹿だ」「あなたは駄目な人間だ」などと言われた	1	2	3
(10) 大声でどなられたり、脅されたりした	1	2	3

《問 18-1 で「何度もあった」「1, 2度あった」に1つでも をつけられた方におたずねします。》

問 18-2 あなたは、そのことを誰かにうちあげたり、相談したりしましたか。（ はいいくつでも）

- 1 . 警察に連絡・相談した 7 . 家族に相談した
 2 . 人権擁護委員・法務局などに相談した 8 . 友人・知人に相談した
 3 . 市役所の女性相談や男女共同参画課に相談した 9 . 大阪府女性相談センターに相談した
 4 . 市役所のその他の部署に相談した 10 . 子ども家庭センターに相談した
 5 . 弁護士に相談した 11 . その他（ ）
 6 . 医者に相談した 12 . どこにも相談しなかった

《問 18-2 で「12.どこにも相談しなかった」と答えられた方におたずねします。》

問 18-3 相談しなかったのはなぜですか。(はいいくつでも)

1. どこに(誰に)相談したらよいのかわからなかった
2. 恥ずかしくて誰にも言えなかった
3. 相談しても無駄だと思ったから
4. 相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
5. 加害者に「誰にも言うな」と脅されたから
6. 自分さえ我慢したら、何とかこのままやっていけると思ったから
7. 担当者(相談相手)の言動により、不快な思いをすと思ったから
8. 世間体が悪いから
9. 他人を巻き込みたくないから
10. 他人に知られると、これまでどおりの付き合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから
11. そのことについて思い出したくないから
12. 自分にも悪いところがあるから
13. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
14. 相談するほどのことではないと思ったから
15. その他(具体的に

)

《全員におたずねします。》

問 19 あなたは、ご自分以外で、問 18-1 のようなことを身近で見聞きしたことがありますか。

(はいいくつでも)

1. 身近に当事者がいた
2. 身近に当事者はいないが、うわさを聞いたことがある
3. テレビや新聞等で問題になっていることを知っている
4. その他(具体的に
5. 見聞きしたことはない

)

問 20 あなたは、配偶者からの暴力を受けた場合の相談先として、どのような相談機関を知っていますか。

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 警察 | 7. DVホットライン |
| 2. 人権擁護委員・法務局など | 8. 民間の機関 |
| 3. 市役所の女性相談や男女共同参画課 | 9. 大阪府女性相談センター |
| 4. 市役所のその他の部署 | 10. 子ども家庭センター |
| 5. 弁護士 | 11. その他(|
| 6. 医者 | |

)

問21 あなたは、次の(1)～(7)のようなことが結婚していない交際中の男女間において行われた場合、どのように思われますか。(各項目に 1は1つ)

	どんな場合でもおかしいと思う	場合によってはおかしいと思う	おかしいとは思わない
(1) 相手がどこで何をしているのか気になり、いつもメールや携帯電話で確かめる	1	2	3
(2) 相手の都合や意見を聞かず、2人のことを何でも自分で決める	1	2	3
(3) メールや通信履歴を勝手に見たり、メールアドレスを勝手に消す	1	2	3
(4) 友人との付き合いに干渉する、他の人との付き合いをさせない	1	2	3
(5) なくる、ける、髪の毛を引っばるなどする	1	2	3
(6) 無理やりキスをしたり、体をさわってくる	1	2	3
(7) 別れ話をしても、相手がしつこくつきまとったり、不愉快な内容のメールや電話をしてくる	1	2	3

問22 あなたは、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)を見たり聞いたり、あるいは自分自身が受けたことがありますか。(見聞きした行為、受けた行為それぞれについて、1はいくつでも)

	見たり聞いたりしたことがある行為	受けたことがある行為
(1) 容姿や服装についてあれこれ言う	1	1
(2) 未婚、結婚、離婚、妊娠、恋人の有無等についてあれこれ言う	2	2
(3) 性的なジョークや卑猥なことを言う	3	3
(4) ヌード写真等を貼ったり、雑誌を見せる	4	4
(5) 体にさわる	5	5
(6) 酒席で横に座らせたり、お酌をさせる	6	6
(7) 立場を利用して性的な関係を迫る	7	7
(8) 性的なうわさを流す	8	8
(9) 「女のくせに」「男のくせに」といった発言をする	9	9

《問 22 で「受けたことがある行為」に1つでも をつけられた方におたずねします。》

問 22-1 その行為を受けたのは誰からですか。(はいいくつでも)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. 職場の上司 | 5. 上級生・同級生 |
| 2. 職場の同僚 | 6. 近所の人、地域団体等の関係者 |
| 3. 取引先の社員、店の客など | 7. その他() |
| 4. 学校の教師、塾の講師など | |

《問 22 で「受けたことがある行為」に1つでも をつけられた方におたずねします。》

問 22-2 あなたは、それを誰かに話したり相談したりしましたか。(はいいくつでも)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 家族・親類 | 6. 公的機関 |
| 2. 同僚・友人 | 7. その他() |
| 3. 職場の上司 | 8. 誰にも話していない |
| 4. 学校の教師 | |
| 5. 学校・職場の相談窓口 | |

問23 テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのように
 思いますか。(は各項目に1つ)

	そう思う	そう思う どちらかといえば	そう思わない どちらかといえば	そう思わない	わからない
(1) 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている	1	2	3	4	5
(2) 性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ	1	2	3	4	5
(3) 社会全体の性に関する道德観・倫理観を損なうおそれがある	1	2	3	4	5
(4) 女性に対する犯罪を助長するおそれがある	1	2	3	4	5
(5) 性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない	1	2	3	4	5

問24 女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてですか。(はいくつでも)

1. 職場や学校等におけるセクシュアル・ハラスメント
2. 夫やパートナーからの女性への暴力(身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など)
3. 買売春
4. 女性の働く風俗営業
5. 女性の体の一部や媚びたポーズ・視線を、内容に関係なく使用した広告など
6. 女性のヌード写真集等を掲載した雑誌、ポルノ映画、アダルトビデオなど
7. 「女医」「女子大生」「婦人」「未亡人」のように、女性だけに用いられる言葉
8. 女性の容貌を競うコンテスト
9. 痴漢、ストーカーなどの性的暴力
10. その他(具体的に)
11. 特にない
12. わからない

男女共同参画社会の推進に向けておたずねします。

問25 市では、男女共同参画社会の形成を目指し、様々な施策に取り組んでいますが、今後、どのようなことに力を入れるのがよいと思いますか。(は3つまで)

1. 各種審議会委員など、市の政策決定の場に、女性をもっと多く登用する
2. 学校教育の中で、男女平等の考え方や男女の共同参加についての教育をすすめる
3. 働く場での男女格差をなくすよう、企業や事業主などに働きかける
4. 託児・保育などの施設や制度を整え、男性も女性も安心して働けるようにする
5. 高齢者や障害者に対する介護制度や施設を充実する
6. 母子・父子世帯などの生活の安定を図る
7. 健康対策や母性保護対策をすすめる
8. 女性のための各種相談業務を充実させる
9. 女性の自立を目指す学習・講座の拡充や情報提供を推進する
10. 各種活動のリーダーとなる女性を養成する
11. 男性も生活者(家事・育児など)として自立できるような啓発活動を行う
12. 新聞、テレビなどのマスメディアに対し、男女平等を働きかける
13. 女性に対する暴力防止のための施策を充実する
14. その他(具体的に)

問26 男女共同参画社会を推進していくために、今後の啓発方法として、効果的だと思うものにつけてください。(はいくつでも)

1. 市などが主催する講演会、研修会などの開催
2. 啓発イベントの開催
3. 自治会単位での研修会、懇談会の開催
4. 新聞・テレビの啓発放送
5. 市ホームページ等、インターネットでの広報
6. 広報紙、パンフレット、冊子などの積極的配布
7. 各種公共施設、生涯学習サークルなどの積極的取り組み
8. 学校での男女共同参画教育の推進
9. 社会教育関係団体（PTA等）での積極的取り組み
10. その他（具体的に

)

最後に、あなたご自身についておたずねします。

F 1 あなたの性別は。(は1つ)

1. 女性

2. 男性

3. その他

F 2 あなたの年齢は。(は1つ)

1. 20歳代

3. 40歳代

5. 60歳代

2. 30歳代

4. 50歳代

6. 70歳以上

F 3 あなたは結婚されていますか。(事実婚含む)(は1つ)

1. 結婚している

2. 結婚していない

3. 結婚したが、離婚又は死別した

F 4 あなたの職業は。(は1つ)

1. 勤め人(フルタイム)

5. 主婦・主夫

2. 勤め人(パート・アルバイト)

6. 学生

3. 勤め人(契約・派遣社員)

7. 無職

4. 自営業・自由業(家族従業者を含む)

8. その他(

)

F 5 あなたの家族構成は。(は1つ。配偶関係には事実婚も含む)

1. 1人暮らし

5. 親との同居

2. 配偶者との同居

6. 配偶者と子どもと親との同居

3. 配偶者と子どもとの同居

7. 配偶者と親との同居

4. 子どもとの同居

8. その他(

)

<問5>

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）：あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、昭和 54 年に国連総会で採択されました。日本は、男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の措置を講じた後、昭和 60 年に批准しました。

男女共同参画社会基本法：男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画し、均等な利益の享受と共に責任を担うべき社会である「男女共同参画社会」の形成についての基本理念等を明らかにした法律で、平成 11 年 6 月に施行されました。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）：雇用の分野において女性と男性が均等な機会と待遇が確保されることなどを目的として昭和 61 年に施行。平成 9 年の改正により、差別の禁止規定や、積極的差別是正措置の促進、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する配慮義務などが、新たに加わりました。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）：育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することなどを目的として平成 4 年に施行。平成 22 年 6 月 30 日より子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現等を盛り込んだ改正法が施行されました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）：配偶者（事実上の婚姻関係にある男女、離婚後に被害を受けている人も含める）からの暴力の防止と被害者の保護を目的とする法律で、平成 13 年 10 月に施行しました。裁判所による保護命令などが規定されています。平成 20 年施行の法改正では被害者の定義の拡大、市町村に基本計画策定の努力義務などが盛り込まれました。

男女共同参画基本計画：「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第 14 条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

高槻市男女共同参画推進条例：平成 17 年 12 月に制定されました。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び各種の団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

たかつき男女共同参画プラン：平成 15 年 3 月に策定されました。高槻市男女共同参画推進条例に基づき、男女の実質的平等を目指すために、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを目的とします。



高槻市
男女共同参画に関する市民意識調査
報告書

発行 高槻市市民参画部人権室男女共同参画課
〒569-0804 大阪府高槻市紺屋町1番2号
高槻市立総合市民交流センター4階
高槻市立男女共同参画センター
TEL 072-685-3741

発行年月 平成23年(2011年)3月